

川辺町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(i) 人口

本町では、平成12年の11,013人をピークに減少しており、平成30年4月1日現在では、10,143人、平成36年には9,617人になることが推計されています。更に、平成36年においては33.9%が65歳以上となることが推計されており、労働者人口の減少が危惧されている。

(ii) 産業構造

本町の産業は、事業所数としては卸売・小売業、製造業及び各種サービス業が多く、製造品出荷額としてはパルプ・紙・紙加工品が大半を占めている状況となっている。

(iii) 中小企業者の実態

本町の多くの事業者は零細なうえ、近年の事業所の撤退等により従業員数は減少傾向にある。また、近郊に大型店舗等が数多く立地したことで消費者が流出し、町内商店の集客が減少している。

(2) 目標

本町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで更なる経済発展を目標とする。また、これを実現するため、先端設備等導入計画の認定件数10件を達成できるよう関係機関と連携し制度周知及び事業者への各種支援策を実施する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、建設業、製造業、小売業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えている。これら多種多様な産業の生産性向上を実現するためには、これらに対応する多様な設備投資を支援する必要がある。このことから、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、中川辺商店街、国道41号線沿いと広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、川辺町全域とする。

(2) 対象業種・事業

(i) 対象業種

本町の産業は、建設業、製造業、小売業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えている。これら多種多様な産業の生産性向上を実現するためには、これらに対応する多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

(ii) 対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等と多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、本計画では、新たな雇用の創出、地域経済の活性化を図ることを目標としているため、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間 国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間 3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 雇用の確保を図るため、人員削減のみを目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- 健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる場合については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 本町における各種税・料金について未納部分がある場合については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

- 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
- 先端設備導入計画の認定申請に「決算書、登記簿、定款」の添付が望ましい。
- 先端設備導入計画の認定通知書に認定申請書の写しの添付が望ましい。